



Colors, Future!  
いろいろって、未来。  
川崎市



≡ 第3期 ≡

# 川崎市こども・若者の 未来応援プラン

## リーフレット版

令和8（2026）年3月

川崎市



## 1章 第3期川崎市こども・若者の未来応援プランについて

### ●こども・若者の未来応援プランとは

- ・川崎市のこども施策に関わる複数の個別計画を一体化したものです。
- ・国の「こども基本法」に基づいた「市町村こども計画」として位置づけします。

### ●計画の期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間

### ●計画の対象

- ・「こども・若者」、「子育て家庭（妊娠・出産期を含む）」を対象とします。
- ・こども基本法では、「こども」とは心身の発達の過程にある者とされていますが、本計画では対象に若者が含まれることをわかりやすく示すという観点から「こども・若者」の語を用います。

本計画の対象となる「こども・若者」

区分	乳幼児期	学童期	思春期	青年期
対象	義務教育年齢に達するまで	小学生年代	中学生～ 概ね18歳まで	概ね18歳以降～ 概ね30歳未満
主な年齢	0～5歳	6～12歳	13～18歳	18～29歳
こども・若者	こども			若者

※図はこども家庭庁「こども大綱」より本市作成

※青年期については、施策によってはポスト青年期の者も対象

## 2章

# こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

国・市の統計や各種調査の結果等をもとに、本市の社会状況、こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況について紹介しています。

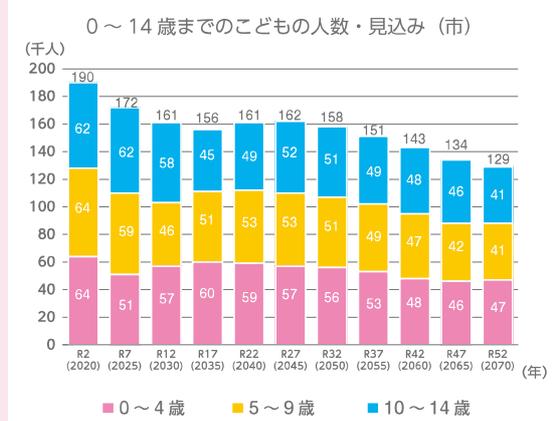
### 1 本市の社会状況

● **本市の人口**…若年代の転入超過等を背景に令和2(2020)年4月に153.8万人となり、令和17(2035)年まで増加を続けることが想定される一方で、年少人口については令和2(2020)年にピークを迎え、高齢化の急速な進展も見込まれていることから、本市の人口構成が大きく変化していくことが想定されます。

● **少子化**…0～14歳までのこどもは令和2(2020)年に約19万人でピークを迎え、以降減少傾向となることが見込まれています。(右図表参照)

● **核家族化**…平成2(1990)年の約26万世帯から令和2(2020)年には約37万世帯に増えています。また、単独世帯も一貫して増加しており、令和2(2020)年には約34万世帯となっています。

● **共働き世帯の増加**…本市の18歳未満のこどもがいる世帯のうち、親が共に働いている世帯の令和2(2020)年の構成比は56.6%で、半数以上の約7.2万世帯となっています。



### 2 こども・若者及び子育て家庭を取り巻く状況

● **こどもの貧困に関する状況**…我が国の「こどもの貧困率」は、令和3(2021)年時点で11.5%と、平成30(2018)年の13.5%から改善したものの、依然として約9人に1人のこどもが相対的に貧困の状態にあります。特に、ひとり親世帯の貧困率は44.5%と極めて高い状況となっています。

● **児童虐待に関する状況**…本市の児童相談所が令和6(2024)年度に受理した児童虐待相談・通告件数は4,270件で、平成12(2000)年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されて以降、最も多い件数となっています。虐待種別内訳は、心理的が57.0%で最も高く、次いでネグレクトが22.4%となっています。

### 3 こども・若者の成長・発達段階における状況

● **就学前のこどもの養育状況**…就学前児童数が減少する中、本市の保育所等入所児童数は年々増加しており、認可外入所児童数、幼稚園児数、在宅児童数は減少傾向となっています。

● **ヤングケアラー**…川崎市子ども・若者調査(令和6(2024)年)によると、ヤングケアラーの可能性のあるのは、小学校5年生が3.6%、中学校2年生が2.6%、若者(16～30歳の者)が5.6%となっています。

👉 **計画を策定するにあたって** ～様々な方の御意見を聴きながら計画を策定しました～

#### 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、学識経験者、子ども・子育て支援関係の事業者、子育て中の保護者等で構成された会議で、計画について検討しました。

#### グループトーク

市内の大学生等と子育てやライフデザインに関する意見交換を行いました。



#### 子ども・若者調査

保護者及び子ども・若者を対象に子育て世帯の概況や子育てに関する心配ごと・悩み、子ども・若者の生活状況等、幅広い項目について調査を実施しました。

#### 子ども・若者の“声” 募集箱

子ども・若者の“声” 募集箱を活用して、プラン策定のためのアンケート調査を行いました。

### 3章 計画の基本的な考え方

#### 基本理念

未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち  
成長できるまち・かわさき

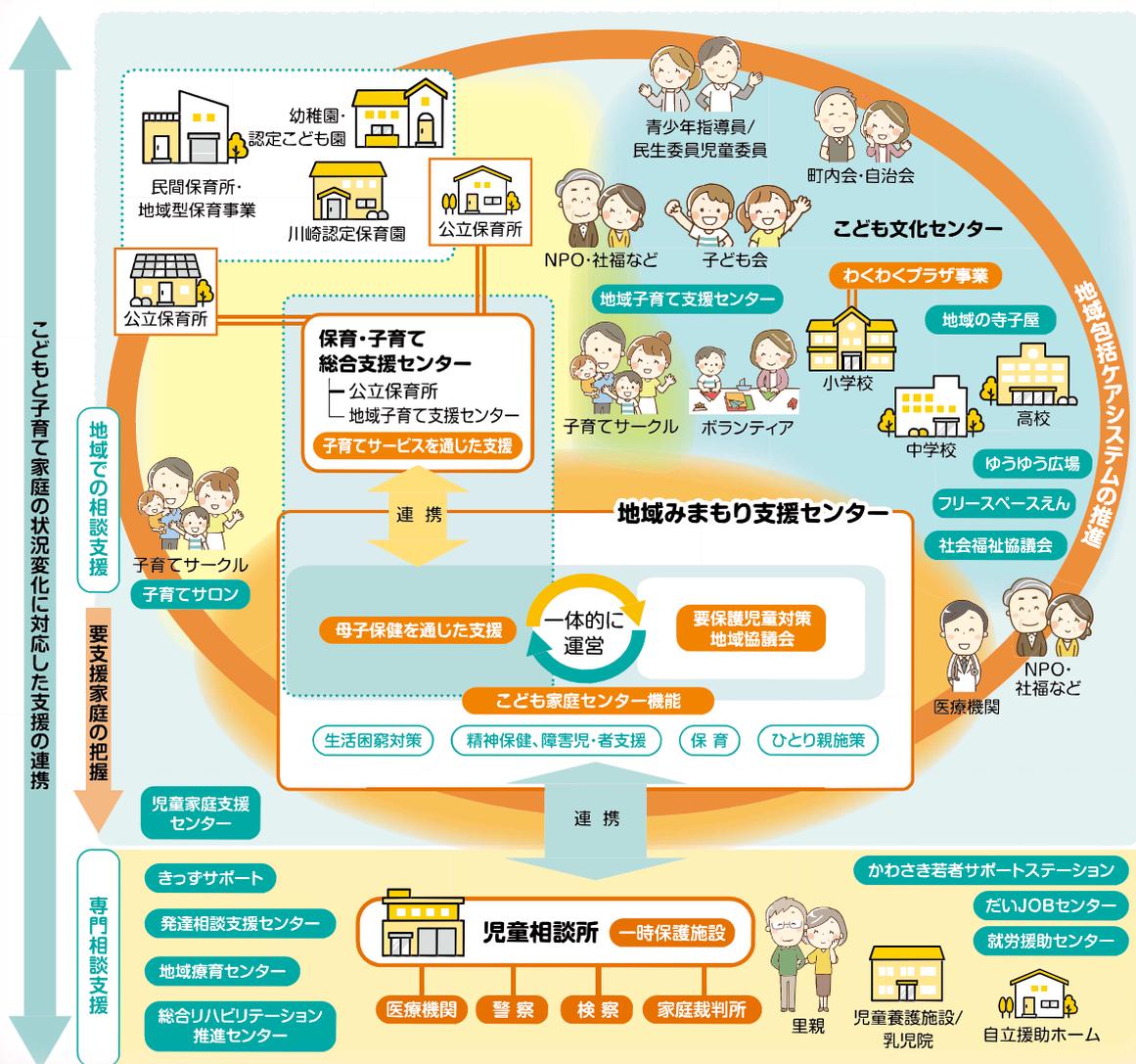
子ども・若者は社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

すべての子どもや若者が、身近な愛情に包まれながら、自尊感情や自己肯定感を育み、社会との関わりを自覚しながら、自立した大人へ成長していく過程では、切れ目のない支援を行っていくことが重要です。

そのためには、一人ひとりの子ども・若者の立場に立って、子どもの権利を尊重しつつ、その最善の利益が考慮される必要があります。

また、安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けて、地域社会全体で、子どもや子育て家庭に寄り添いながら、しっかりと支える環境づくりを進める必要があります。

子ども・若者がすこやかに成長し、自分らしく社会生活を送ることができるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合えることのできるまちを目指します。



# 基本的な視点

基本理念を踏まえ、計画における施策や事業の推進を図るため、次の4つを基本的な視点とします。

## 視点 01 子どもの権利を尊重する

すべてのこどもは、「社会の一員」として、その権利が保障される中で、豊かなこども時代を過ごすことができるよう配慮されることが重要です。

こども・若者及び子育て支援に関する施策の推進にあたっては、国の「こども大綱」や本市「子どもの権利に関する条例」の趣旨を踏まえ、こども一人ひとりの権利が尊重されるよう努めるとともに、こども・若者の視点を尊重し、意見を聴きながら取組を進めます。

## 視点 02 地域社会全体でこども・子育てを支える

子育ての第一義的責任は保護者が有するという基本的認識を踏まえつつ、家庭、学校、企業、行政等、地域社会のすべての構成員が、こども・若者や子育て家庭を温かく見守り、こども・若者の成長のみでなく、親としての保護者の成長も応援する地域社会をめざします。

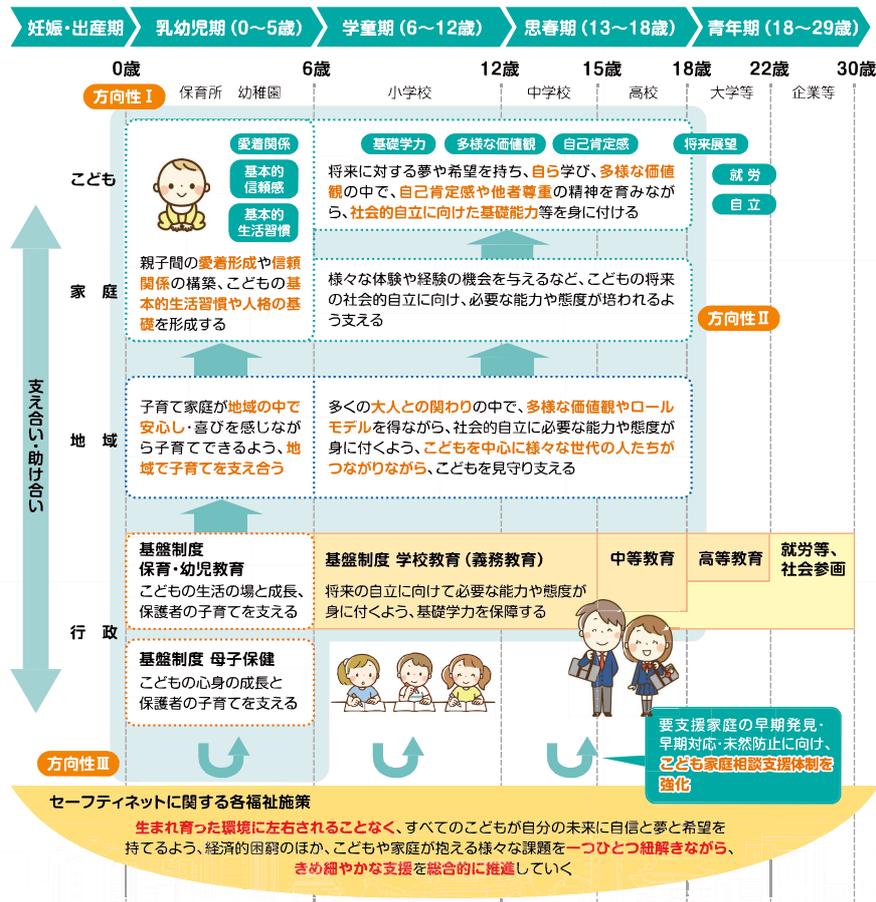
## 視点 03 こども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う

一人ひとりのこども・若者がすこやかに成長し、社会で自立して主体的な人生が送れるよう、「こどもの育ちの視点」から教育・福祉・保健・雇用等の施策が重層的に連携しながら、切れ目のない支援を行います。

## 視点 04 すべてのこども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

児童虐待や障害・疾病、貧困、その他家庭状況等により、困難な課題を抱え、社会的な支援の必要性が高いこども・若者が、持てる能力を活かして、社会で自立して輝いて生きられるよう、すべてのこども・若者や子育て家庭に対して、きめ細やかな支援をします。

施策の方向性とこども・若者の成長・発達段階



# 施策の方向性

本計画の推進に向けて、次の3つを方向性として示し、総合的に施策を展開します。

## 方向性 I こどもを安心して産み育てられる環境の充実

- ・「安心してこどもを産み育てられる」、「子育てが楽しい」と思えるよう、切れ目のない支援を進めます。
- ・子育てをする家庭に寄り添い、地域社会全体で子育てを応援するしくみづくりを進めます。
- ・子育て家庭の多様なニーズを的確に捉えた質の高い保育・幼児教育の提供に向けた取組を推進します。
- ・子育て支援のDX化を進めるとともに、子育て世代が安心して楽しく住み続けられるまちづくりを進めます。

### 施策

- 1 子育てを社会全体で支える取組の推進【11事業】  
主な取組：乳児等通園支援事業の実施、小児医療費助成の対象年齢の引き上げ及び一部負担金の廃止、かわさき子育てアプリの活用によるDXの推進
- 2 質の高い保育・幼児教育の推進【2事業】  
主な取組：保育・子育て総合支援センターの整備、保育・幼児教育の提供体制の確保、保育人材の確保・育成、民間保育所等への支援及び指導の実施、医療的ケア児など多様なニーズに応じた取組の推進
- 3 子育てしやすい居住環境づくり【7事業】  
主な取組：全天候型のこどもの遊び場づくり、子育て世代の市内定住・転入の促進、防犯カメラの設置補助、防犯灯の設置

## 方向性 II こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

- ・すべてのこどもが、家庭や学校以外にも、自分らしく安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で成長していける環境づくりを進めます。
- ・学齢期において、将来の社会的自立に向けて必要となる資質・能力を培う取組を推進します。
- ・こどもの意見表明や参加の取組を推進します。

### 施策

- 4 こどものすこやかな成長の促進【5事業】  
主な取組：学童期・思春期の居場所づくりの推進、「川崎市子ども・若者応援基金」を活用した事業の拡充
- 5 こどもが主体的に生きることができている教育の推進【25事業】  
主な取組：「探究的な学び」の充実、GIGA 端末の更なる活用など教育DXの推進、一人ひとりの教育的ニーズへの対応、朝の居場所づくりの推進

## 方向性 III 一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

- ・行政・家庭・学校・地域が一体となって、困難を抱えるこどもや若者の社会的な自立に向けた支援を進めます。
- ・児童相談所や区役所のほか、学校・医療・司法等の関係機関などと連携し、総合的なアセスメントの強化を進めるとともに、保健師や社会福祉職など多職種が連携・協働しながら適切な対応を図ります。
- ・障害のあるこどもや発達に気になるこどもなど、障害の特性に配慮した適切な支援体制の充実に向けた取組を推進します。
- ・社会参加や対人関係などに困難を抱える若者に対し、自立に向けた支援を行います。

### 施策

- 6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり【19事業】  
主な取組：妊娠・出産・育児に関する相談支援、プレコンセプションケアの推進、児童虐待防止、ひとり親家庭等支援、社会的養護の推進、発達相談の実施
- 7 こども・若者の社会的自立に向けた支援【7事業】  
主な取組：生活困窮者の自立支援・就業支援事業、学習支援・居場所づくり事業の実施

## 4章

# こども・若者及び子育て支援に関する施策

## 方向性に基づき取り組む7つの施策及び各施策を構成する事務事業です

### 方向性Ⅰ

こどもを安心して産み育てられる環境の充実

#### 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進

- 1 地域子育て支援事業
- 2 子ども・子育て DX 推進事業
- 3 小児医療費助成事業
- 4 児童手当支給事業
- 5 地域課題対応事業（各区役所）
- 6 男女共同参画事業
- 7 人権オンブズパーソン運営事業
- 8 民生委員児童委員活動育成等事業
- 9 地域医療対策事業
- 10 救急医療対策事業
- 11 国民健康保険制度運営事業

#### 施策2 質の高い保育・幼児教育の推進

- 1 保育・幼児教育の質の維持・向上事業
- 2 保育・幼児教育の提供体制確保事業

#### 施策3 子育てしやすい居住環境づくり

- 1 交通安全推進事業
- 2 防犯対策事業
- 3 住み替え等促進事業
- 4 安定居住推進事業
- 5 市営住宅等整備・管理活用事業
- 6 公園緑地整備等事業
- 7 グリーンコミュニティ推進事業

### 方向性Ⅱ

こどもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実

#### 施策4 こどものすこやかな成長の促進

- 1 こどもの居場所づくり推進事業
- 2 こどもの権利関連事業
- 3 子ども・若者未来応援事業
- 4 青少年活動推進事業
- 5 青少年教育施設の管理運営事業

#### 施策5 こどもが主体的に生きることができる教育の推進

- 1 探究的な学び推進事業
- 2 キャリア在り方生き方教育推進事業
- 3 きめ細かな指導推進事業
- 4 教育 DX 推進事業
- 5 高校改革推進事業
- 6 人権尊重・多文化共生教育推進事業
- 7 豊かな心を育む体験活動推進事業
- 8 体力向上・部活動支援事業
- 9 学校安全推進事業
- 10 健康給食推進事業

- 11 健康教育推進事業
- 12 特別支援教育推進事業
- 13 不登校対策推進事業
- 14 共生・共育推進事業
- 15 児童生徒支援・相談事業
- 16 帰国・外国人児童生徒等支援事業
- 17 就学等支援事業
- 18 学校施設環境改善・維持管理事業
- 19 教職員の人材育成事業
- 20 地域とともにある学校づくり推進事業
- 21 地域の寺子屋事業
- 22 地域教育活動等の推進事業
- 23 朝の居場所づくり推進事業
- 24 学校施設有効活用事業
- 25 家庭教育支援事業

### 方向性Ⅲ

一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援の充実

#### 施策6 こどもが安心して暮らせる支援体制づくり

- 1 児童福祉施設等の指導・監査
- 2 母子保健指導・相談事業
- 3 児童虐待等対策事業
- 4 社会的養育推進事業
- 5 ひとり親家庭等支援事業
- 6 女性支援推進事業
- 7 子ども・若者支援推進事業
- 8 小児慢性特定疾病医療等給付事業
- 9 災害遺児等援護事業
- 10 健康づくり事業
- 11 食育推進事業
- 12 歯と口の健康づくり事業
- 13 予防接種事業
- 14 アレルギー疾患対策事業
- 15 がん・難病等支援事業
- 16 障害児等総合相談・生活支援事業
- 17 障害者等総合相談・支援事業
- 18 障害者等手当・医療費助成事業
- 19 障害福祉の基盤確保・運営支援等事業

#### 施策7 こども・若者の社会的自立に向けた支援

- 1 メンタルヘルス・自殺対策事業
- 2 再犯防止事業
- 3 障害者社会参加・就労支援事業
- 4 生活保護事業
- 5 生活保護自立支援対策事業
- 6 生活困窮者等自立支援対策事業
- 7 雇用労働対策・就業支援事業

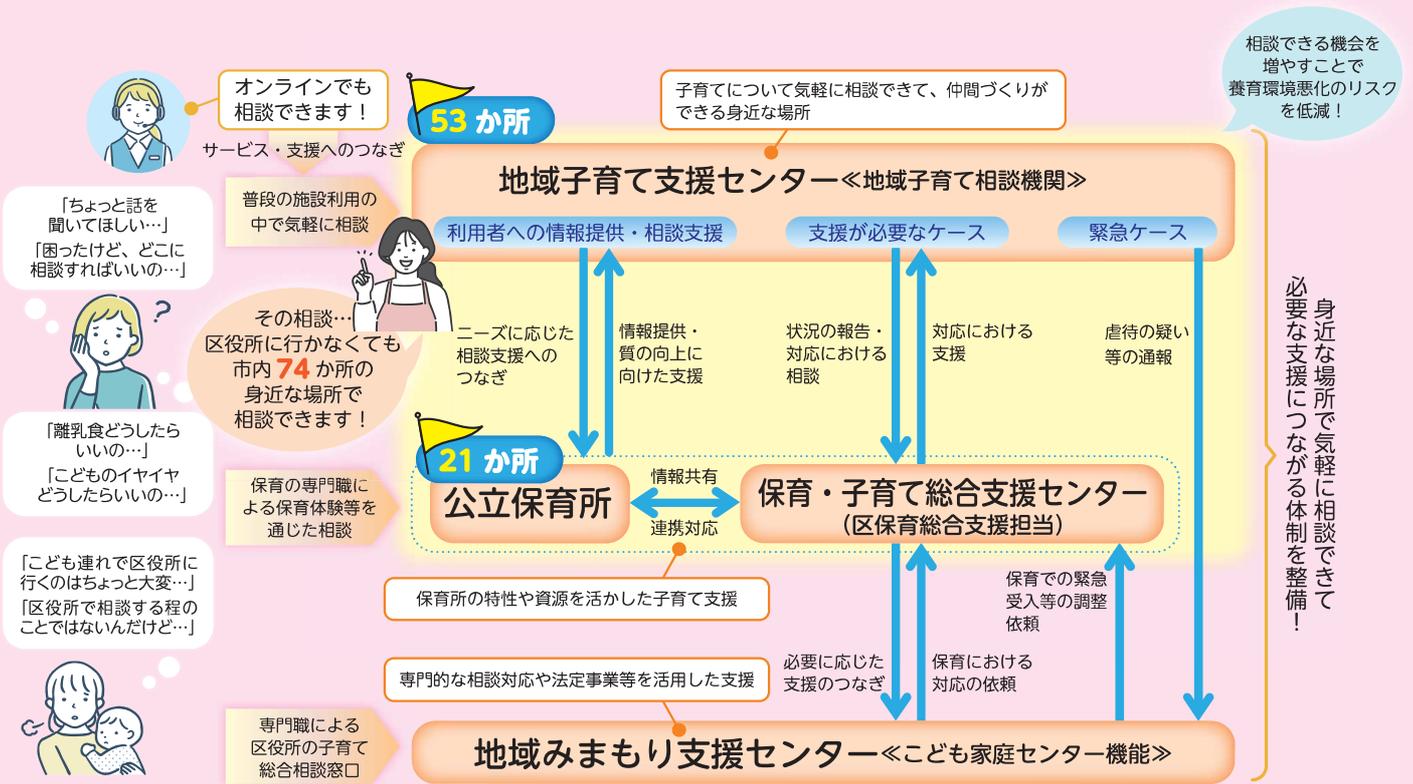
# 5章

## 計画期間における重点的取組

### 重点課題 1 地域子育て支援の充実による「地域の力で子育てが楽しいまちづくり」

#### 推進項目 1 ▶ 誰もが気軽に相談・サポートを受けられる環境づくり

◆子育てのちょっとした不安や、「誰に相談してよいか分からない」、「一時的に預かってほしい」といった相談等については、オンライン相談や市内74か所に設置された「地域子育て支援センター」、「公立保育所」で受けることができるよう、対応できる相談内容を充実するとともに、専門的な相談支援や法定事業等が必要な場合には、こども家庭センター機能を担う地域みまもり支援センターや子ども発達・相談センター（きっずサポート）、地域療育センターなど関係機関に円滑につなげることで、それぞれの機関の役割と機能を活かした切れ目のない支援体制づくりを進めていきます。



#### 推進項目 2 ▶ 地域の力で子育てを応援する環境づくり

◆各区に順次設置を進めている「保育・子育て総合支援センター」と地域みまもり支援センターなど地域の関係機関が連携し、親子が安心して過ごせる交流の場の提供、地域の子育て支援団体の活動情報の集約・発信や、ふれあい子育てサポート事業のリニューアルによる利用促進等、地域の様々な人や活動をつなぎ、子育てを応援する環境づくりを進めます。



地域子育て支援センターの様子



ふれあい子育てサポート事業の活動の様子

### 重点課題 2 すこやかな成長を応援する「こどもの居場所づくり」

#### 推進項目 1 ▶ 学童期のこどもの居場所づくりの推進

- ◆学童期のこどもは、仲間づくりや集団的活動を通じて、他者との関わりの中で自律性や社会性を育み、主体的にさまざまなことを学んでいく時期であり、こうした成長を支えるためには、こどもが安心して自由に遊び、活動できる環境を整えるとともに、大人による一定の関わりや見守りの中で、体験的な学びを得られるような居場所づくりが重要です。
- ◆保護者の安心とこどもの安全を守るため、全小学校を対象に、小学校始業前にこどもが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所づくりを進めます。また、全てのわくわくプラザで、現在一体となっている「放課後児童健全育成事業」(生活の場)と、「全児童対策」(自由な遊び・体験活動の場)を区分する「区分制」を段階的に実施しながら、こども・保護者の利用ニーズに応じた居場所づくりを進めます。



試行的取組の様子

#### 推進項目 2 ▶ 思春期のこどもの居場所づくりの推進

- ◆思春期のこどもは、自立に向けて自己を模索し、他者との関係性の中で価値観や主体性を形成していく時期です。この時期のこどもは、家庭や学校だけでは十分に支えきれない悩みや不安を抱えることもあり、安心して過ごせる居場所を地域の中に確保することは、すこやかな成長を支えるうえで重要です。
- ◆思春期のこどもが自由に訪れ、決まった目的がなくても過ごすことができる、自分のやりたいことができる、居心地の良い空間となるような居場所づくりを、地域と連携して段階的に推進します。



試行的取組の様子

## 重点的取組

### 重点課題 3 課題を抱える子ども・家庭への「切れ目のない支援」

#### 推進項目 1 ▶ 課題を抱える子どもを早期に発見し支援に繋げるしくみづくり

- ◆支援を必要とする子どもや家庭の早期発見と対応に向けて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所など専門機関が連携し、子どもの安全確保と健全な育成を支える体制づくりを行い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を進めます。
- ◆特に学齢期は、学校や地域の大人が子どもを見守り、課題を抱える子どもに気づいて支援につなげるしくみが重要であり、教育・福祉等の関係機関が連携し、適切な情報共有や計画的な支援を通じて、子どもと家庭を支える体制を強化していきます。



両親学級の様子



新生児訪問の様子

#### 推進項目 2 ▶ 課題を抱える子ども・家庭への支援策の充実

- ◆支援を必要とする家庭が抱える課題は様々であるため、保健師や心理職などの専門職が連携して状況を丁寧に見極め、教育・福祉・医療などの関係機関と協力して、個別のニーズに応じた支援を行います。家事支援や心理的ケアなどのサービスを受けられる環境を整えるとともに、専門職の育成や関係機関との連携強化など、持続可能な支援体制を整備します。



#### 推進項目 3 ▶ 社会的養護の推進体制強化と自立支援の推進

- ◆さまざまな事情により家庭で生活できない子どもをできる限り家庭に近い環境で社会的に養育することができるよう、里親や児童養護施設などの受け皿を確保するとともに、子どもの状況を丁寧に把握し、進学や就職といった将来を見据えながら、計画的かつ継続的に支援を行います。
- ◆里親の確保と支援体制の充実を図るとともに、施設の高機能化・地域分散化を進めます。
- ◆高校生年代等の自立に向けた個別支援を担う自立援助ホームの受入体制の充実と、一時保護施設における生活支援や学習支援など支援体制の強化に取り組みます。

※重点課題 3 では、困りごとや支援が必要な状況がある、又はそのおそれがあるなどの子ども・家庭を、「課題を抱える子ども・家庭」と表現しており、そうした状況をできる限り早期に発見し、予防や必要な支援に繋げていくという考え方のもと、それぞれの推進項目を位置付けています。

結婚前

妊娠・出産期

乳児期(0~2歳)

幼児期(3~6歳)

学童期・思春期以降(小学生~高校生年代)

★・・・新規  
★・・・拡充

【方向性I・III】

★小児医療費助成 高校生年代まで助成 (R8年9月から)

児童手当 3歳まで1.5万円/月 3歳から高校生年代まで1万円/月 ※第3子以降は3万円/月  
児童扶養手当 (ひとり親家庭 ※所得制限があります)

★かわさき子育てアプリリニューアル 地域の子育て情報、各種申請がアプリからカンタンに!

【方向性III】

未来の子育て世代を応援

妊娠前からのヘルスケアと  
ライフプランニングを応援

★プレコンセプションケア

【方向性I・III】

赤ちゃんを迎えるママ/パパを応援

妊娠時に5万円、  
出産後に子どもの人数につき5万円

妊婦健診(健診14回分13.5万円を助成)  
伴走型支援と妊婦のための支援給付  
歯っぴーファミリー健診  
両親学級・父子手帳 *パパも一緒に!*  
出産育児一時金(50万円)

【方向性III】

産前・産後の不安や負担を軽減

ランチ付きの  
日帰りロング型も!

産後ケア(宿泊型/日帰り型/訪問型)  
産前・産後家庭支援ヘルパー(産後6か月まで40時間)  
産婦健診(産後2週間と1か月 5,000円/回の助成)

【方向性I・III】

子育ての困ったをサポート! 安心な保育と相談支援

預ける・遊べる・相談できる

★保育・子育て総合支援センター(川崎区・中原区・宮前区・多摩区) ※R9年度に高津区、R12年度に幸区、R13年度以降に麻生区に整備予定  
★地域子育て支援センター(市内53か所・愛称「すくすくひろば」)  
地域みまもり支援センター(各区)

保育所等の待機児童ゼロ

★一時保育

★乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

★医療的ケア児の保育

保育所等手ぶらで保育スタートアップ支援事業  
病児・病後児保育(小学校3年生まで)

★ふれあい子育てサポート

ショートステイ・デイステイ(子育て短期支援事業)(7日以内 満12歳まで)

子ども発達・相談センター(きつずサポート)(各区)

【方向性I・II】

地域の力とまちづくりで「子育てが楽しい」を応援

子ども食堂や  
学習支援など

地域子ども・子育て活動支援助成事業  
★子育て世代の市内定住・転入の促進

民生委員児童委員による子育て支援活動  
協働による都市緑化や魅力ある公園緑地づくり

★川崎市子ども・若者応援基金  
★全天候型のこどもの遊び場づくり

新×ニュー開始!  
(スポーツ・文化)

【方向性II】

こどもの学びや体験を応援

わくわくプラザ事業  
みんなの校庭プロジェクト  
地域教育会議  
地域の寺子屋

★朝の居場所づくり  
★放課後等のこどもの居場所づくり  
こども文化センター

幼・保・小連携の推進

入学後も  
安心に

## 6章

## 各種計画の量の見込みと確保方策

### 川崎市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画として、5年を一期とする「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応して確保する提供体制の内容と実施時期）を定めるものです。

### 川崎市社会的養育推進計画

- ・家庭での生活を継続するための養育支援や児童虐待等の予防につながる取組を進めます。
- ・社会的に養育する必要がある児童については、里親家庭や児童養護施設・乳児院等の代替養育につなげます。
- ・できる限り良好な家庭の環境で養育できるように環境整備を図ります。
- ・代替養育が必要な児童を確実に受け入れることができる体制を確保していきます。

かわさき子育てアプリ



# すくすく

## 子育てを

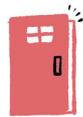
## もっと楽しく

## もっと便利に

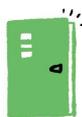


2026年1月  
リニューアル

『かわさき子育てアプリ すくすく』は、妊娠・出産から子育て期を楽しく過ごしていただくために必要な情報や便利な機能をお届けする、川崎市公式子育てアプリです。



妊娠・出産期の  
手続きをラクラク  
検索・申請



受診票の  
入力・提出が  
いつでも可能



地域の育児情報が  
カンタンに手に入る



予防接種を  
カンタン管理



子どもの  
成長記録

かわさき子育てアプリ 検索

外国語でのご利用も可能！英語・中国語・スペイン語などの12言語に対応しています。  
This service supports 12 languages including English, Chinese, Spanish, etc.



App Store  
からダウンロード



Google Play  
で手に入れよう

## 第3期川崎市子ども・若者の未来応援プラン（リーフレット版）

令和8（2026）年3月

編集 川崎市子ども未来局総務部企画課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-1134 FAX：044-200-3190

Eメール：45kikaku@city.kawasaki.jp